

(別紙)

対マカオ輸出豚肉取扱要領

(作成日：平成22年11月8日)

(最終改正日：平成29年3月17日)

1 目的

この要領は、マカオに輸出する豚肉（以下「対マカオ輸出豚肉」という。）について、食肉衛生証明書（以下「証明書」という。）の発行手続等を定めるものである。

2 対マカオ輸出豚肉取扱施設の要件

次のいずれかの許可施設であること。

- (1) と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく設置の許可を有する施設（以下「と畜場」という。）
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業の営業許可を有する施設（以下「食肉処理場」という。）

3 輸出可能な豚肉

豚肉（内臓等の副産物を含む。以下同じ。）

4 証明書の発行事務等

- (1) マカオに豚肉を輸出しようとする者は、当該豚肉の処理を行ったと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に別紙様式1の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。
- (2) 証明書発行機関は、と畜場又は食肉処理場で適切にとさつ、解体及び分割された豚肉について食肉衛生証明書を発行する。
- (3) 検査に合格した豚肉をと畜場又は食肉処理場の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。
- (4) 証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを証明書発行機関で保管する。
- (5) 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。
- (6) 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、証明書発行機関において適切に管理する。
- (7) 発行した証明書の写し及び関連書類は、証明書発行機関において証明書の発行の日から1年間保管する。

5 表示事項

輸出豚肉には、次の事項を梱包に表示すること（英語）。

- (1) 獣畜の種類及び部位名
- (2) 原産国名
- (3) 製造所名
- (4) 包装年月日
- (5) 重量
- (6) 冷蔵製品については” Keep Chilled”、冷凍製品については”Keep Frozen”

6 その他の留意事項

- (1) 保管及び輸送温度は、冷蔵であれば0～4℃、冷凍であれば－18℃以下とすること。
- (2) マカオ輸入時に、製品の証明書及び包装に記載されている温度条件（冷蔵又は冷凍）と当該製品の温度条件が異なっている場合は、当該製品のマカオへの輸入が認められないことから、注意すること。

(別添)

電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続輸出計画書の提出

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式2に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にてと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。

①輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

②一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。

③輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別紙様式1)

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH,
LABOUR AND WELFARE OF JAPAN

OFFICIAL MEAT-INSPECTION CERTIFICATE

NO: _____

DATE: _____

I hereby certify that the meat and by-products herein described was derived from swine which were originated from an area which was free from Notifiable contagious, infectious and parasitic diseases and not under any restrictive measures, and received ante-mortem and post-mortem veterinary inspections at the time of slaughter and that such meat is sound, healthful, wholesome and fit for human consumption and that all necessary precautions for the prevention of danger to public health were taken in the dressing or preparation and packing of the meat and that the meat herein described satisfy requirements in chemical residues at least equivalent to that based on MACAU's law.

The result of the tests and/or other documents submitted have not provided any evidence as to the presence of chemical/drug residues or toxic substances which could be harmful to human health.

| Name of products | Number of pieces of package | Weight |
|------------------|-----------------------------|--------|
|------------------|-----------------------------|--------|

Storage and Transport Temperature (°C):

Consignor:

Address:

Consignee:

Destination:

Shipping Marks:

Name and Address of the Establishment

Slaughterhouse:

Cutting/Processing plant:

Others:

Signature: _____
(Name of meat inspector)

Official Title: _____
(Name of prefecture or city)

注: 1 用紙の大きさはA 4判 (縦 297mm 横 210mm)
2 紙質は上質紙 (A判 30kg)

(別紙様式2)

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名

食肉輸出計画書

平成〇〇年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

2. 輸出計画

| 輸出年月 | 輸出先国・地域 | 食肉の畜種 | 数重量 |
|------|---------|-------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |